

# いじめ防止基本方針



佐野市立南中学校

平成26年 2月  
改定 平成28年 3月  
改定 令和2年 3月

# 目 次

- 1 いじめに対する基本姿勢
- 2 いじめ対策委員会
  - (1)構成員
  - (2)役割と機能
  - (3)いじめに対する組織的な取組
- 3 いじめの未然防止のための取組
  - (1)いじめをしないための基本姿勢の育成
  - (2)分かる授業の展開
  - (3)居場所づくりに関する取組
  - (4)絆づくりに関する取組
  - (5)自己有用感を育む取組
  - (6)道徳の時間の充実
  - (7)生命尊重・人権尊重の教育の充実
  - (8)中学校区いじめ防止推進事業
- 4 いじめの早期発見のための取組
  - (1)点検表、アンケート、観察等
  - (2)教育相談
  - (3)家庭との連携
  - (4)地域社会・関係諸機関と連携
  - (5)啓発
- 5 発見されたいじめへの対処
  - (1)いじめの事実の確認と情報の共有
  - (2)教育委員会への報告
  - (3)いじめをされた生徒への対応
  - (4)いじめをした生徒への対応
  - (5)周りの生徒への対応
  - (6)いじめをされた生徒の保護者への対応
  - (7)いじめをした生徒の保護者への対応
  - (8)警察等関係諸機関との連携
  - (9)ネットいじめへの対応
- 6 重大事態への対応
- 7 いじめに関する研修
- 8 いじめへの対応に関する年間計画
- 9 いじめに対する取組評価

## 1 いじめに対する基本姿勢

生徒を愛するということが基本原則として、教職員は日々の教育に取り組んでいる。いじめとは「「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）」という定義を教職員が十分に理解し、生徒がいじめにより人権を侵害され、まして生命の危険にさらされることに対して、全力をあげてその防止と解決に取り組むことは教職員の使命であり、存在理由でもある。

生徒が安心・安全な学校生活を送れることを保障することが、教育活動を展開する上での大前提である。いじめ問題解決のためには、一人一人の生徒に生きる力を育むとともに、本校教育目標を達成すること、また、生命尊重と人権尊重を基盤において、全教育活動を実践していくことが大切である。

いじめの未然防止のためには、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり、分かる授業の展開、一人一人の生徒が良さや努力を認められる学校 風土の形成により、学校が居場所となり、絆づくりや自己有用感の醸成を図っていくことが重要である。

いじめ防止対策推進法及び佐野市のいじめ防止基本方針の理念に則り、また、佐野市のいじめに対する基本的な考え方「いじめを起こさない」「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」ということを心に刻み、いじめられている生徒の痛みを自らの痛みとして、いじめの絶無のために、すべての教職員が、あらゆる教育の場で、すべての生徒に対して、常にアンテナを高くして、自分の学級や部活動などにいじめは存在するという認識の上に立って、いじめ対策委員会を中心に組織的な対応をすることにより、どんないじめも見逃すことなく、早期発見、早期対応、早期解決を図り、いじめの無い学校の実現のため、日々の教育活動に取り組まなければならない。

## 2 いじめ対策委員会

いじめ対策委員会は「いじめ防止基本方針」に定められたことを、中核となって推進実行する組織である。必要に応じて校長が招集しいじめ問題に対処するとともに、PDCA サイクルにより「いじめ防止基本方針」の改善を図り、いじめ問題の根本的な解決を目指す。

### (1) 構成員

構成員は以下を基本とするが、重大事態発生時など状況に応じて変更する。

校長、教頭、主幹教諭、事務長、学習指導主任、生徒指導主事、進路指導主事、学年主任、保健主事、スクールカウンセラー S C、スクールソーシャルワーカー S S W、（佐野警察署生活安全課、教育委員会担当指導主事） ※（ ）は重大事態発生時

### (2) 役割と機能

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの認知判断、いじめへの対処、教職員の資質能力の向上、基本方針の見直し等に、組織的かつ機動的に取り組むことができるよう、情報の収集、記録、共有、報告、調査、指導方針決定、役割分担、関係機関や専門機関との連絡相談、指導結果の確認、指導方針修正等を、「いじめへの組織的対応」（別紙）を念頭に置き、以下のア～トの各事項に配慮しながら総合的かつ迅速に行う。

- ア いじめと疑われる行為は直ちに止めさせる。発見しいじめや、児童生徒や保護者からの相談は、一人で抱え込むことなく速やかに「いじめ対策委員会」と情報を共有させる。
- イ 他校に在籍する児童生徒に対するいじめを把握したときには、速やかに当該学校へ通報する。
- ウ いじめの事実有無の確認を、聞き取りや質問紙調査等により速やかに行い、確認した結果、校長の責任により市教育委員会に報告する。
- エ いじめ対策委員会を開催し、個々の情報を集中・集約して対応策を決定するとともに、教職員間で情報の共有を図り、いじめへの対応は複数の教員で行うなど、役割分担を明確にして学校体制で対応に当たる。
- オ いじめの内容や関係した生徒を聞き取りや質問紙調査等により正確に把握し記録する。
- キ いじめを受けた生徒が安心して学校生活ができるよう、休み時間や登下校等の生徒の見守りや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとのカウンセリングなど支援策を講じる。必要に応じていじめを行った生徒を別室で学習させるなどの措置を講じる。
- ク いじめを受けた生徒の家庭を訪問し、保護者に事実について説明を行うとともに、生徒や保護者の要望・意見を十分に聴取し、そのことに配慮して指導に当たる。
- ケ いじめを行った生徒には直ちにいじめをやめさせるとともに、再発防止のために指導を行う。
- コ いじめを行った生徒の保護者に事実について説明を行うとともに、今後の対応について助言する。
- サ ネットいじめについては、状況を確認し記録を残した後、情報の削除を求める。
- シ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある重大事態発生時には、市教育委員会と連携し、指導を仰ぎながら対応に当たる。
- ス 重大事態発生時には、聞き取りや質問紙調査を行い、市教育委員会に調査結果を報告するとともに、いじめを受けた生徒や保護者に事実関係等必要な情報を適切に提供する。

- セ 重大事態発生時には、必要に応じて臨時保護者会を開催する。
- ソ 重大事態発生時には、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや警察署等、関係諸機関に援助を求めるなど連携して対応に当たる。
- タ 重大事態発生時には、報道機関対応のための窓口を教頭等に一本化するとともに、必要に応じて記者会見の準備をする。また、プライバシーに配慮したうえ、正確で一貫した情報発信・報道対応を行う。
- チ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリングなど、生徒や保護者の心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための方策を講じる。
- テ 計画的な研修により、学校組織や教職員のいじめの防止や適切な対応に対する資質能力の向上を図る。
- ト 「いじめ防止基本方針」の見直しを行い、取組の改善を図る。

※参考資料

- 『いじめ防止対策推進法』
- 『いじめの防止等のための基本的な方針』
- 『いじめの防止等のための基本的な方針の改定について【主な改定事項】』
- 『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』
- 『栃木県いじめ防止基本方針』
- 『佐野市いじめ防止基本方針』
- 『「いじめ」の理解と対応』
- 『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』
- 『生徒指導リーフ いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」Q&A』
- 『インターネットトラブル事例集』総務省

(3)いじめに対する組織的な取組

いじめは単に学級だけの問題にとどまらず、学年全体や学年を超えて行われていることがある。

いじめ対策委員会を中心に各組織が有機的に連携し機能を十分に発揮する。

- ア 「生徒指導委員会」の活動強化（いじめ防止のための情報提供等）
- イ 「運営委員会」を定期的に開催し、事実を報告、検討し、対策を協議する。
- ウ 「学年会」を毎週実施し、事実を報告、検討し、対策を協議する。
- エ 「配慮生徒情報交換会」を毎週開催し、事実確認と組織的対応の徹底に務める。
- オ ホウレンソウ（即報告、即連絡、即相談、結果報告）の徹底
- カ 臨時職員会議の開催など、その場その都度の共通理解の徹底
- キ 現職教育でいじめ問題解決のための研修の実施
- ク 生活当番による巡視強化
- ケ 担任、学年主任、教科担任、養護教諭、部活動顧問、生徒指導主事等による連携

(4)いじめへの組織的対応 ～24時間以内の対応～（別紙）

### 3 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止のため、以下の取組によりいじめをしない生徒及び集団、いじめを許さない生徒及び集団の育成に努める。

#### (1)いじめをしないための基本姿勢の育成

- ア 立腰指導の徹底により集中力の向上を図るとともに、姿勢を正して学習に意欲的に取り組む態度を養う。
- イ 3つの躰「自発的な挨拶、返事、靴を揃え、椅子を入れる」の徹底により、社会性や素直な心、けじめのある生活態度など、より良い生活習慣を身に付けさせる。
- ウ 感謝する心や素直に反省する心を育む「ありがとう」「ごめんなさい」の2つの言葉の指導の徹底により、良好な人間関係を築く態度を養う。
- エ 毎日実施する生徒会や教員による「朝の挨拶運動」により、互いの存在を認め合う基本である「挨拶指導」の徹底を図る。
- オ 生徒会が中心となり、毎年「いじめ防止のための取組」について話し合い実践するとともに、生徒会が中心となって行う、「いじめ防止のための行動宣言」の取組により、いじめのない学校づくりに取り組ませる。

#### (2)分かる授業の展開

- ア 十分な教材研究、「めあて」「振り返り」を明確にし、学習指導により分かる授業を展開する。
- イ 評価と指導の一体化により、個に応じた学習指導を実践する。
- ウ 板書の工夫、ICTの活用推進、一人一研究授業、ワークショップ型の授業研究会等により、指導力の向上を図る。
- エ 学業指導の徹底により、学級を学びに向かう集団に育む。
- オ 「鑑ノート」を活用した家庭学習の習慣化により主体的に学ぶ姿勢を育む。

#### (3)居場所づくりに関する取組

- ア 分かる授業の展開と学業指導の徹底により、落ち着きがあり安心して学ぶことのできる学習環境を保障する。
- イ 学校生活におけるルールを守ることにより規範意識を高め、正義の行き渡った、いじめをしない、いじめを許さない、自浄作用を持った集団をつくることにより、安心して生活できるようにする。
- ウ 危機管理の徹底により学校の内外にある危険や不安を取り除き、安心して過ごすことのできる生活環境を保障する。
- エ 年間2回実施する「Q-U検査」を活用することで、学級の人間関係の実態を客観的に把握し、より良い人間関係の醸成を図る。
- オ 教員が、生徒との共遊や遊びの集団の把握を通して、仲間作りを支援することで、楽しく学校生活を送れるようにする。
- カ 教員が、生徒と遊んだり話をしたりすることで、生徒の目の高さになるように努め、生徒の言葉にじっくり耳を傾け、声なき声を聞き取るように心掛ける。
- キ 生徒との触れ合いを多くすることで、生徒と信頼関係を結び、必要な時に生徒が相談できる人間関係を築く。

#### (4)絆づくりに関する取組

- ア 各種行事や集会活動などの特別活動において、生徒に役割を分担し活躍の機会を与え、互いに協力して目的を達成させることを通して集団への帰属意識を高める。
- イ 異年齢の生徒が生徒会活動や部活動を通して、話し合うことや、互いに認め合い協力することの大切さを学び、上級生には下級生を思いやる心、下級生には上級生を信頼する心を育み、心の結びつきを深められるようにする。
- ウ 全校生徒が音楽集会、櫛祭、儀式的行事等において、心を合わせて歌うことを通して、同じ場所、同じ時に学ぶ仲間であることを意識し、互いを大切にしようとする態度を養う。
- エ 部活動の活性化により、異年齢の生徒が互いに励まし合いながら個性の伸長を図れるようにする。
- オ ビブリオバトルの活動を通して安心して意見を言ったり、互いの考えを尊重したりできる人間関係の醸成に努める。
- カ 行事などで「生徒会旗」や「のぼり旗」を有効活用し、一つの目標に向かって心を一つに力を合わせ活動することを通して、集団として達成感を味わえるようにする。
- キ ホームページ「南中ニュース」や「南中の一年」に生徒の活動の様子を掲示することにより、学校全体として一体感を深められるようにする。

#### (5)自己有用感を育む取組

- ア 毎時間の学習において一人一人の生徒に活躍の場を与えることにより、互いの良さや努力を認め合う態度を養う。
- イ 学級の係を一人一人の生徒に意図的に分担し、活躍の場を与え責任を果たさせることにより、互いの良さや努力を認め合う態度を養う。
- ウ 生徒会活動の活性化により活躍の場を意図的に与え、生徒の自主的・自発的な活動を通して責任を果たさせることで自信を深めさせ、互いが必要とされる存在であることの意識を深めさせる。
- エ 生徒の良さや努力を認める「みなみ賞」「けやき賞」の表彰により、自らの良さに気づき自信を深めさせることにより、より良く生きようとする心を育む。

#### (6)道徳教育の充実

- ア 毎回の道徳の時間の授業を確実に実施し、内容も充実させることで、規範意識や思いやりの気持ちを醸成する。
- イ 学級や学年の実態に合わせて、随時いじめに関連する内容を取り上げ、いじめの未然防止や再発防止に取り組む。
- ウ 全ての教育活動と道徳教育との関連を図り、体験活動を通して規範意識や思いやりの気持ちを育み、いじめの未然防止に努める。

#### (7)生命尊重・人権尊重の教育の充実

- ア 道徳教育、生命尊重・人権尊重旬間、生徒会活動、部活動、緑化活動等を通して、自他の生命や人権を尊重する心を育む。

- イ 道徳教育、生命尊重・人権尊重句間、作文や標語の作成を通して、互いの人権を尊重する態度を養う。
- ウ 相手の意見に耳を傾け、自分の考えを言葉で伝えることができようにする。
- エ 「～さん」「～君」の呼名をはじめ、生徒の人権を大切にした教師の言動の徹底、体罰の厳禁により暴力否定の精神の伸長を図る。
- オ 集団生活を通して善悪を判断する力、社会規範を遵守する心を育む。
- カ 感動する心、人の傷みを感じる心、共感する心、親切な心など豊かな人間性の醸成に努める。
- キ 特別非常勤講師による生命尊重や人権尊重に関わる授業により、いじめの未然防止に努める。

#### (8)中学校区いじめ防止推進事業

- ア 南中学区いじめ防止推進事業の推進により、学校、保護者、地域が一体となっていじめ防止に取り組む。

## 4 いじめの早期発見のための取組

いじめについてはいじめられている側が、いじめられていると感じたときそれをすべていじめという。最近の傾向としていじめている側にいじめをしているという意識がなく、遊び感覚であったり、教師の目に触れないような陰湿なものであったり、潜在化している場合があり問題である。いじめの早期発見のために特に次にあげることを中心に指導にあたる。

#### (1)点検表、アンケート、生活ノート、観察等による早期発見

- ア 「早期発見のためのチェックポイント（別紙）」により随時点検を実施する。生徒の微妙な変化に注意し、サインを見落とさないように心掛ける。いじめ発見の場合には、担任、学年主任は生徒指導主事に報告する。主幹教諭、教頭、校長が確認を行い、状況に応じた指導・助言を行う。いじめまたはいじめと疑われる事案については、いじめ対策委員会を開き迅速な対応を行う。
- イ 「生活アンケート」（別紙）やいじめ調査、悩み調査などの諸調査を実施し、調査の結果、把握できたいじめに対して即座に対応する。
- ウ 「鑑ノート」に書かれた文章や、つぶやきなど生徒が発するサインを見逃さない。
- エ 生徒理解の視点の一つである「Q-U 検査」を活用し、広角的な視点でデータを分析し、いじめの早期発見に努める。
- オ 授業中、休み時間、給食、清掃、放課後、部活動、登下校などにおいて、いじめがないか十分に観察をする。特に教職員の目が届かない休み時間や、トイレ等の学校の死角におけるいじめに注意する。教師が早めに教室に行ったり、休み時間に校庭やトイレに行ってみたりするなど多面的な観察を行う。全教職員が、小さなことであっても連絡を取り合い、情報の共有を徹底し、実態の把握に努める。
- カ 生活当番は「いじめがあるのではないか」という危機意識を常に念頭に置いて巡視を行い、いじめの兆候も含めて見逃すことがないように注意する。いじめを発見した場合には即座に対応する。心配される生徒の行動等は即座に報告をする。



## (2)教育相談

- ア 必要に応じて随時行う日常の教育相談により、いじめの早期発見に努める。
- イ 年間計画に位置づけられた定期教育相談（年2回、5・11月）により、いじめの早期発見に努める。
- ウ スクールカウンセラーとの教育相談によりいじめの早期発見に努める。

## (3)家庭との連携

- ア 学校だより等により「いじめ相談窓口」（教頭、生徒指導主事、養護教諭）を周知し、相談や情報提供があった場合は迅速に誠意を持って対応する。
- イ 保護者が担任をはじめ教職員と何でも相談できるよう、保護者との信頼関係を築くとともに、相談や情報提供があった場合は迅速に誠意を持って対応する。
- ウ 保護者が学校から配布された「いじめ発見のチェックポイント」（別紙）に基づき点検を行い、保護者と連携していじめを早期発見できるようにする。保護者からの相談や情報提供があった場合には迅速に対応し、解決に努める。

## (4)地域社会・関係諸機関と連携強化

- ア 「南中学区いじめ防止推進事業」の推進によりいじめの早期発見に努める。
- イ 「学校評議会」「南中学校区連携推進協議会」における情報交換と連携によりいじめの早期発見に努める。
- ウ 児童館、育成会、各種スポーツ団体等と連携し、いじめの早期発見に努める。

## (5)啓発

- ア 保護者会等でいじめの問題に関する研修を行い、家庭と協力していじめの早期発見に努める。
- イ 学校だよりや学年だより等により、人権やいじめの問題に関する啓発を行い、保護者や地域の協力を得ていじめの早期発見に努める。
- ウ 研修会や講演会を開き、いじめの問題に関する理解を深め、家庭の協力を得て早期発見に努める。
- エ ホームページや学校だよりにより、学校や中学校区のいじめ問題への取組を伝え、家庭や地域から早期発見への協力を得ることができるようにする。

## 5 発見されたいじめへの対処

いじめが発見された場合にはその解決のために全力を尽くす。特にいじめを受けていた生徒に対しては、その痛みを十分に理解した上で共感的に接し、学校体制で迅速な解決に努めるとともに、いじめをした生徒が抱える問題についても十分に研究し、いじめを行った背景について探り、教育的な指導を継続的に行うなど、再発防止のために以下のことを中心に対応に当たる。

### (1)いじめの事実の確認と情報の共有

- ア いじめと疑われる行為は直ちに止めさせる。発見したいじめや児童生徒や保護者からの相談は、一人で抱え込むことなく速やかに「いじめ対策委員会」と情報を共有する。
- イ 他校に在籍する児童生徒に対するいじめを把握したときには、速やかに当該学校へ通報する。
- ウ いじめの事実の有無の確認を、聞き取りや質問紙調査等により速やかに行い、確認した結果を市教育委員会に報告する。
- エ いじめ対策委員会を開催し、個々の情報を集中・集約して対応を決定するとともに、教職員間で情報の共有を図り、いじめへの対応は複数の教員で行うなど、役割分担を明確にし、学校体制で対応に当たる。
- オ いじめの内容や関係児童生徒を聞き取りや質問紙調査等により正確に把握し記録する。

### (2)教育委員会への報告

- ア いじめの事実の有無の確認を聞き取りや質問紙調査等により速やかに行い、確認した結果を校長の責任において市教育委員会に報告する。
- イ 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある重大事態発生時には、市教育委員会、スクールソーシャルワーカー、警察と連携し、指導を仰ぎながら対応に当たる。

### (3)いじめをされた生徒への対応

- ア いじめを発見した場合には直ちにやめさせる。必要に応じて他の教師の応援を求める。
- イ いじめをされた生徒を別室に連れて行き対応する。
- ウ いじめをされた生徒にいじめから守れなかったことを謝罪し、いじめの解決に全力で取り組むことや、学校が必ず守ることを伝える。
- エ いじめをされた児童生徒が安心して学校生活ができるよう、休み時間や登下校等の児童生徒の見守りや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとのカウンセリングなど支援策を講じる。必要に応じていじめをした児童生徒を別室で学習させるなどの措置を講じる。
- オ いじめが再発しないように、いじめをされた生徒の心情に配慮しながら、いじめをした生徒との関係修復をする。
- カ いじめが再発しないよう、特に観察、教育相談を継続的に行うよう配慮する。
- キ 臨時職員会議、職員朝会、生徒情報交換会等、その場その都度事実を報告し共通理解を図り、全校体制で指導に当たる。
- コ いじめが発生した場合には、担任が「いじめに関する諸問題への対応状況報告書」（別紙）を作成し、解決方法を検討し、いじめが解消するまで対応状況を記入する。それによりいじめが解消するまで指導が十分に行われるようにする。また、いじめをされた生徒が心に傷を負ったり、同じ生徒が繰り返しいじめられたりする場合があるので、いじめをされた生徒が卒業する

まで対応状況報告書を保管し、指導に役立てる。生徒指導主事、教育相談担当、主幹教諭、教頭、校長は毎月確認を行う。

#### (4)いじめをした生徒への対応

- ア いじめをした生徒には直ちにいじめをやめさせる。必要に応じて他の教師の応援を求める。
- イ いじめをした生徒を別室に連れて行き対応する。
- ウ いじめをした生徒に対して、いじめをされた生徒や他の生徒からの情報、質問紙等と照らしながら事実を確認し、正確かつ詳細に把握し記録するようにする。このとき感情的に叱責したり、体罰を加えたりしないように注意し、冷静にいじめの事実を本人に認めさせながら話を聞くようにする。
- エ いじめをした生徒に対しては、毅然とした態度で臨み、自分の行いを見つめさせ、深く考えさせた上で、いじめられる側の痛みを理解させ、再びいじめをしないように諭し、約束させる。
- オ 必要に応じて「いじめ対策委員会」を開き、いじめをした生徒が抱える問題を探り、問題の根本を解決することで、いじめを繰り返さないようにするための援助について相談し、指導に努める。
- カ いじめをされた生徒が安心して学校生活ができるよう、必要に応じていじめをした生徒を別室で学習させるなどの措置を講じる。
- キ いじめが再発しないように、十分反省していることを確認した上で、いじめをされた生徒に謝罪させ関係修復を図る。
- ク いじめが再発しないよう、特に観察、教育相談を継続的に行うよう配慮する。
- ケ 臨時職員会議、職員朝会、生徒情報交換会等で事実を報告し共通理解を図り、全校体制で指導に当たる。

#### (5)周りの生徒への対応

- ア いじめを見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりする行為も、いじめと同様であることを生徒に理解させる。
- イ 望ましい人間関係づくりを通して、生徒に勇気や正義感、思いやりの心を育み、いじめを見逃さない、許さない態度を養う。
- ウ 自己有用感が味わえる学級や学校づくりを通して、いじめを自らの問題として捉え、自分たちの力で問題を解決しようとする学級集団や学校集団を育成する。

#### (6)いじめをされた生徒の保護者への対応

- ア 担任及び学年主任は家庭訪問（※複数の教師で）し、いじめの事実について正確かつ丁寧に説明するとともに、指導の不十分さについて謝罪する。
- イ 必要に応じて、担任と学年主任、生徒指導主事、教頭または校長が家庭訪問して、事実を説明し、指導の不十分さを謝罪する。今後の指導方針について説明し、理解を求める。
- ウ 今後の指導については、生徒の安心と安全の確保を最優先することや、生徒や保護者の考えや要望に配慮しながら、問題の解決と再発防止に取り組むことを説明し、理解を得るようにする。
- エ 状況の経過について逐次報告することで不安の払拭に努める。
- オ 生徒に寄り添い、コミュニケーションを大切にして見守ることや、新たな情報の提供や心配事の相談についてお願いする。

カ いじめをされた生徒の保護者と継続的に相談を行い、また、希望に応じてスクールカウンセラーとのカウンセリングやスクールソーシャルワーカーへの相談を設定するなど、その心情に配慮して支援に当たる。

#### (7)いじめをした生徒の保護者への対応

- ア 担任及び学年主任は家庭訪問（※複数の教師）し、いじめの事実について正確かつ丁寧に説明し、十分な理解と同じ認識の上で、いじめ問題の解決と再発防止に取り組めるようにする。
- イ 必要に応じて、担任と学年主任、生徒指導主事、教頭が家庭訪問し、事実を説明し指導の不十分さについて触れながら、今後の指導方針について説明し、一緒に問題に取り組もうという姿勢で接し協力を求める。
- ウ いじめの解決や再発防止のために、いじめをされた生徒や保護者の心情を理解し、相手の立場に立って対応することの大切さについて助言する。
- エ 必要に応じて保護者を学校に召喚する。担任、学年主任、生徒指導主事、または教頭、校長が事実を説明する。今後の指導方針について説明し、協力を求める。
- オ いじめの再発防止のため、いじめをした生徒が抱える問題を学校と連携して解決できるよう保護者に助言する。
- カ いじめをした生徒の保護者の謝罪の方法については、いじめをされた生徒の保護者の考えを確認した上で助言する。
- キ 生徒に寄り添い、コミュニケーションを大切にして見守ることや、新たな情報の提供や心配事の相談について願います。

#### (8)警察等関係諸機関との連携

- ア 重大事態発生時には、必要に応じて警察等関係諸機関に援助を求めるなど連携して対応に当たる。
- イ 警察等関係諸機関との連絡は原則として生徒指導主事、又は教頭が行うものとする。

#### (9)ネットいじめへの対応

- ア ネットいじめについては、状況を確認し記録を残した後、情報の削除を求める。
- イ 情報モラル教育の徹底によりいじめの加害者や被害者にならないようにする。
- ウ 携帯電話やスマートフォンを持たせる場合には保護者による適切な管理（ルール作り等）が必要であることを保護者に周知する。また、ゲーム機を含めて情報端末は、保護者の責任で管理することについて協力を求める。
- エ 掲示板等への不当な書き込みについては栃木県警察本部県民相談室に相談する。

## 6 重大事態への対応

法第28条第1項で「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を「重大事態」としている。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめられた生徒の状況に着目して判断する。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
  - ア 重大事態発生時には、市教育委員会と連携し、指導を仰ぎながら対応に当たる。
  - イ 重大事態発生時には、聞き取りや質問紙調査を行い、市教育委員会に調査結果を報告するとともに、いじめを受けた児童生徒や保護者に事実関係等必要な情報を適切に提供する。
  - ウ 重大事態発生時には、必要に応じて臨時保護者会を開催する。
  - エ 重大事態発生時には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察署等、関係諸機関に援助を求めるなど連携して対応に当たる。
  - オ 重大事態発生時には、報道機関対応のための窓口を教頭等に一本化するとともに、必要に応じて記者会見の準備をする。また、プライバシーに配慮した上、正確で一貫した情報発信・報道対応を行う。

## 7 いじめに関する研修

市や県が主催する研修会への参加や、各種通知や資料を活用しての現職教育などの校内研修を計画的に実施することにより、学校組織や教職員のいじめの未然防止や適切な対応 に対する資質能力の向上を図る。

(1)研修会への参加と研修成果の還元

(2)現職教育

- ア 「いじめ防止基本方針」の理解。
- イ いじめ防止対策推進法、「いじめ」の理解と対応、いじめの防止等のための基本的な方針、学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイントなどの資料を用いての研修。
- ウ 人権教育に関する研修。
- エ 教育相談に関する研修。
- オ 人権尊重・生命尊重に関する研修。

## 8 いじめへの対応に関する年間計画

いじめ未然防止のための取組や早期発見のための取組、いじめに関する研修等を年間指導計画（別紙）に位置づけ着実に実践することにより、いじめ防止基本方針の所期の目的を達成できるようにする。

## 9 いじめに対する取組評価

「学校生活に関するアンケート」（別紙）を実施することにより、「いじめ防止基本方針」に位置づけられた、「いじめの未然防止のための取組」をはじめとした各取組の効果を検証し、毎年度、「いじめ防止基本方針」の見直しを行う。